

シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託事業名 シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務
- (2) 業務内容 別添「シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和5年2月13日まで
- (4) 委託費の限度額 2,703,000円（消費税を含む）

2 応募資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者

オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

(2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 業務全体スケジュール（暫定）

- (1) 企画提案募集開始 8月 2日（火）
- (2) 質問受付期間 8月 2日（火）～8月 5日（金）午後4時まで
- (3) 質問に対する回答 8月10日（水）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 8月18日（木）午後4時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 8月22日（月）午後4時まで
- (6) 委託候補者選定委員会実施 8月下旬（予定）
- (7) 審査結果の通知 9月上旬（予定）
- (8) 委託契約の締結 9月上旬（予定）
- (9) 事業実施 9月上旬～令和5年2月13日（月）

4 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和4年8月2日(火)～8月5日(金)午後4時まで

(2) 提出方法

質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書(様式2)」に質問内容を記載の上、「11 問い合わせ先及び書類の提出先」へE-mail又はFAXにて送付してください。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、8月10日(水)までに農業ビジネス支援課ホームページに掲載します。

5 企画提案参加申込書の提出

本事業の企画提案への参加を希望する場合は、8月18日(木)午後4時までに「企画提案参加申込書(様式1)」を「11 問い合わせ先及び書類の提出先」へ持参又は郵送若しくはE-Mailで提出してください。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式3)

企画提案の様式は任意とするが、別紙「シンガポールにおける県産農産物輸出拡大等委託業務仕様書」に基づいてA4版片面(20枚以内)で作成してください。

イ 法人概要調書(様式4)

ウ 応募者の実績を示す資料(様式5)

エ 見積書(様式任意) ※算出根拠を明示してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出先

「11 問い合わせ先及び書類の提出先」へ持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること。)

(4) 提出期限

8月22日(月)午後4時まで

(5) 応募書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

(6) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除します。

- ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載のうえ提出してください。
- エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできません。
- オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。
- カ 本業務委託に係る説明会は開催しません。
- キ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

7 委託候補者の選定方法

「委託候補者選定委員会」において提案内容を総合的に審査し、1者を委託候補者として選定します。

8 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、契約先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結します。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合があります。

選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがあります。

また、契約先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に契約先候補者に事故ある場合等は、契約先候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行います。

9 審査結果の通知

9月上旬(予定)に選考結果を応募者宛て通知するとともに、受託者の名称を埼玉県のホームページで公表します。

10 契約方法

契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結します。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

TEL: 048-830-4107

FAX: 048-830-4830

Email: a4105-13@pref.saitama.lg.jp